



標茶町で相談多発中！ ご注意ください！

電気工事の契約をしようと訪問販売をする業者に気を付けてください！

アポなしで訪問し、「電気のスイッチやコンセント、分電盤が劣化している。交換をした方が良い。」などと言い、電気工事契約をしようとする業者が来たとの相談が町内で相次いでおり、中には契約をしてしまったとの相談事例もあります。高額な契約でも実際に工事をしているため詐欺とは言えません。

しかし、契約額が高いのではないかと考えたところ、半額以下に値下げし契約しようとしたとの報告もあり、**不当な高額契約を持ちかけている可能性**がありますので町民の方々は十分注意してください。

★ひとことアドバイス

- ① 訪問販売の場合、以下の行為は法律違反です
 - ◇事業者の氏名(名称)、契約を目的とした勧誘であること及び商品(契約内容)を告げない行為。
 - ◇消費者が契約をきっぱり断ったにも関わらず、そのまま勧誘を継続する行為。
 - ◇契約をさせる(契約後撤回させない)ように相手を圧迫して困惑させる行為。
 - ◇勧誘を行う際、故意に事実と異なることを告げる、又は事実を告げない行為。
- ② 訪問販売による勧誘を受けた際は、工事の希望があったとしてもきっぱりと断り、信頼のある業者へ点検・見積もりを依頼したうえで判断するようにしましょう。
- ③ 勧誘時に、①に当たる禁止行為があった場合はその旨指摘し、きっぱりと断るきっかけを作る方法が有効です。
- ④ 不当な勧誘を受けないよう、勧誘時に「内容を録音します」と告げる事も効果的です。(ほとんどの携帯電話に録音機能が付いています)
- ⑤ 訪問販売で契約した場合、契約書を受け取った日を起算日(1日目)とし、8日間はクーリング・オフ(無条件で契約解除できる)制度が利用できます。
- ⑥ 不審や不安を感じる事がありましたら下記の問い合わせ先までお気軽にご相談ください。



【お問合せ先】

- | | |
|------------------|----------------------------|
| ・標茶町役場観光商工課商工労働係 | ☎ 015-485-2111 (内線251・253) |
| ・釧路市消費生活センター | ☎ 0154-24-3000 |
| ・弟子屈警察署 刑事・生活安全課 | ☎ 015-482-2110 (内線261) |
| ・弟子屈警察署 標茶駐在所 | ☎ 015-485-2151 |